

競馬場跡地芝生広場内多目的サンドコートの利用等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、競馬場跡地芝生広場内多目的サンドコート（以下「コート」という。）の利用等について必要な事項を定める。

(対象区画)

第2条 競馬場跡地芝生広場内において、本要綱が規定するコート利用に係る対象区画はA区画とする。

(行為の禁止)

第3条 コートにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) スポーツ大会、イベント、展示会、博覧会、その他これらに類する催しや、練習、トレーニングなどのためコートの一部または全部を独占して利用すること。
- (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 危険物、ガラス類を持ち込むこと。
- (6) 酒気を帯びてプレー等を行うこと。
- (7) メガネやピアス、指輪等の装着品を着用して利用すること。（但し、競技を行う上で必要なサングラス等の着用は除く。）
- (8) 入れ墨及びタトゥー、シール等をしている方がコートを利用すること。
- (9) コートを破損し、又は汚損すること。
- (10) 植物を採取すること。
- (11) 土地の形質を変更すること。
- (12) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (13) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (14) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は駐停車すること。
- (15) コートをその用途外に利用すること。
- (16) ゴルフの練習をすること。
- (17) 危険なボール遊びや他人に迷惑、危害を与えるような行為をすること。
- (18) ペット（犬、猫等）をコートに入れること。
- (19) 喫煙・飲食をすること。（但し、水分補給用のペットボトル、紙パックの飲料水は除く。）
- (20) 花火、バーベキュー等火気を使用すること。
- (21) たこ揚げ等、芝生広場上空を横断する高圧線に支障をきたすような行為をすること。

(利用申込)

第4条 前条の規定にかかわらず、前条第1号から第4号に掲げる行為をしようとするときは、競馬場跡地芝生広場内多目的サンドコート利用申込書兼利用承認書（別記様式。以下「申込書兼承認書」という。）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 連続して利用する場合は、3日を限度とする。

(利用承認)

第5条 前条第1項の申込みを受けたときは、第3条第1号から第4号に掲げる行為が本要綱の規定に照らし適当と認める場合に限り、承認をすることができる。

2 前項の承認は、申込書兼承認書により申込者に通知しなければならない。

3 コートの利用を承認する場合で、その管理及び運営上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができるものとし、その条件を申込書兼承認書に記載しなければならない。

(利用の不承認)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、コートの利用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) コートにかかわる砂、土地等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、コートの管理上支障があると認めるとき。

(利用時間)

第7条 第5条第1項の承認を受けた場合の利用時間は、原則として午前6時00分から午後6時00分までとする。

(利用承認の取消し等)

第8条 第5条第1項の承認を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取消し、又は利用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、足利市は、これによって生じた損害の責めを負わない。

(1) 第5条第3項の規定により利用の承認に付された条件に違反したとき。

(2) 第6条各号のいずれかに該当するにいたったとき。

(3) 利用の申込みに虚偽又は不正があったとき。

(4) 利用目的以外に利用したとき。

(5) コートの現状を著しく変更し、又はこれに工作を加えたとき。

(利用ができない日)

第9条 コートの管理その他必要があると認めるときは、コートを利用することができない日を設けることができる。

(コートの利用料)

第10条 コートの利用料は、無料とする。

(厳守事項)

第11条 利用者は、コートの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用後には、清掃等を行い、原状回復をするとともに、ゴミは利用者が持ち帰ること。
- (2) 利用承認を受けた申込内容を変更し、又は利用の中止をしようとするときは、速やかに申し出ること。
- (3) コート及び仮設駐車場等で発生した事故の責任は、利用者が負うものとする。
- (4) コート内に入る際は、砂の温度を十分に注意したうえで、裸足又はサンダル等を使用すること。
- (5) コート利用終了後、レーキでコートをならすこと。ただし、倉庫の鍵を借用しない場合はこの限りではない。
- (6) コートから退出する際、体に付着した砂をコート内で落としてから退出すること。

(利用の禁止等)

第12条 利用者がコートを利用するに当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を禁止し、又は中止を命ずることができる。

- (1) 足利市において、利用の必要が生じたとき。
- (2) その利用が、この要綱の規定に違反しているとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、コートの管理上支障があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 利用者等は、コートにかかる土地等を、故意又は過失により滅失又はき損させたときは、速やかに、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(調整)

第14条 足利市は、コートが特定のもののみに利用されることにより、他のものが著しく不便を受けていると認めるとき、又はその利用が公共性を欠く利用であると認めるときは、その利用について全体的な調整を図ることができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。